

# 豊田市屋外広告物条例のあらまし



## 屋外広告物とは

屋外広告物とは、常時又は一定の期間、継続して屋外で公衆に表示されるもので、営利・非営利に関わらず、一定の概念やイメージを伝達するものをいいます。

これらが独立して地上に設置される場合はもちろん、建物の壁や屋上などを利用して設置される場合も含まれます。

屋外広告物は、宣伝や目印など生活に必要な情報を広く提供し、利便性を高める機能を持っています。また、社会経済活動や文化活動など日常の様々な活動に欠くことのできないものであり、まちの賑わいや活気を演出するものとして重要な役割を果たしています。

屋外広告物が無制限に氾濫したり適正な管理が行われないと、自然やまちの景観を損なうばかりでなく、落下・倒壊による危険性や交通安全の妨げになるおそれがあります。

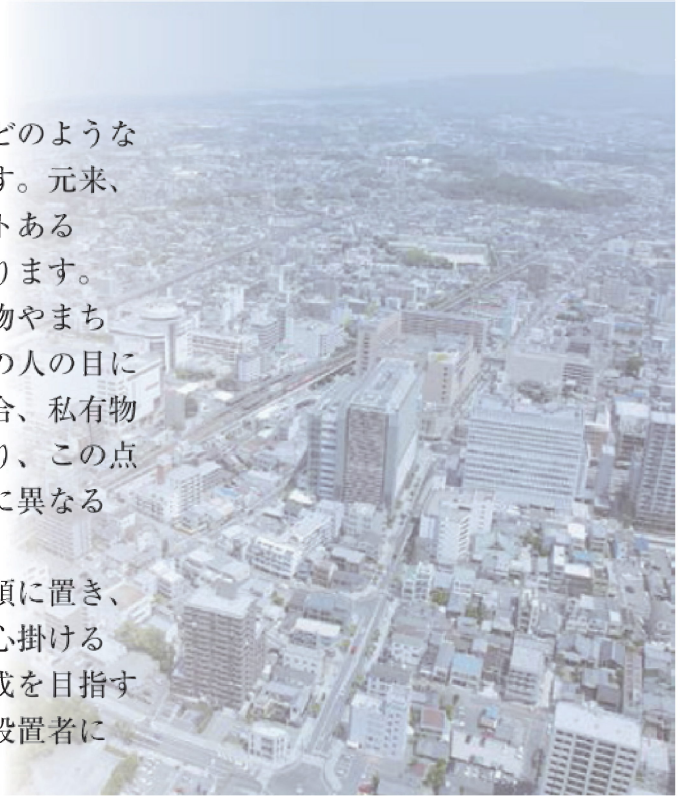
豊田市は、豊田市屋外広告物条例及び豊田市景観条例に基づき、景観を保全し、育成し、ゆとりと潤いのある美しいまちとすることに努めているところであり、その中でも屋外広告物を“景観をかたちづくる重要な要素”として位置付けています。

## 広告景観は公共の財産

屋外広告物は、物としては私有物であり、どのようなデザインにするか基本的には設置者の自由です。元来、広告は主張が強いものであるため、インパクトあるデザインや色彩を好んで用いられる場合もあります。

しかしながら、屋外広告物は背景となる建物やまちなみ、山々などの自然とともに、不特定多数の人の目に入るものです。すなわち、景観として見た場合、私有物であると同時に“公共物（社会的資本）”であり、この点が新聞広告やインターネット広告等と決定的に異なるポイントです。

設置者は、こうした屋外広告物の性質を念頭に置き、常に周囲とのバランスに配慮したデザインを心掛ける必要があります。このことは、良好な景観形成を目指す意識が全国的に高まっている昨今において、設置者に求められる社会的責務です。



## 秩序ある広告景観をつくるために

### 屋外広告物の 掲出には許可が 必要です

※適用除外あり

一般(案内)広告物は、面積に関係なくすべての広告物に**許可**が必要です。

自家用広告物は、広告表示面積の合計が20㎡（禁止地域や住居系の用途地域では10㎡）を超える場合、**許可**が必要です。

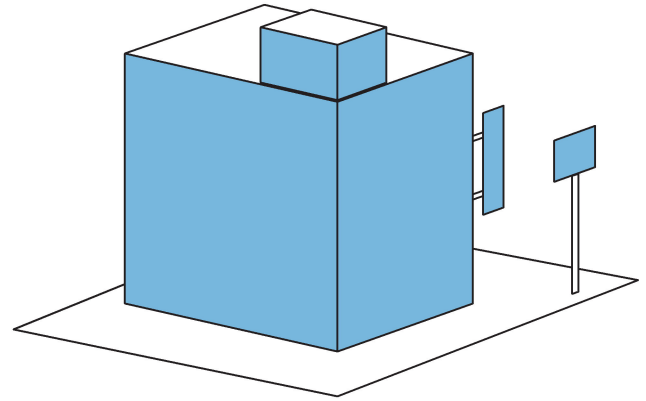
表示内容など意匠の変更を行う場合、**変更・改造許可**が必要です。

許可期間満了後も継続して表示する場合、**更新許可**が必要です。

許可の基準には、すべての広告物に適用される『共通基準』と広告物等の種類ごとに定められた『個別基準』があり、両方の基準に適合しなければなりません。

## 広告表示面積の合計

同一敷地内に複数の屋外広告物がある場合、一方向から見たときに同時に見ることができる表示面積の合計が最大となる(最大可視)面積を“広告表示面積の合計”といいます。



## とよた248北部地区広告景観地区 (条例第6条～第8条)

国道248号は、都心へのアクセス道路として、将来にわたり豊田市のイメージを印象付ける重要な路線です。ロードサイド型商業施設が集積し、市内でも有数のショッピングエリアとなっています。

豊田市では、屋外広告物と地域環境との調和を図ることが特に必要な区域として、国道248号挙母町交差点から下市場交差点までの沿道30m以内の区域を『とよた248北部地区広告景観地区』とし、広告景観基準を定めています。広告景観地区内で屋外広告物を掲出する際は、この基準に適合するよう努めなければなりません。

## 罰則 (条例第37条～第41条より)

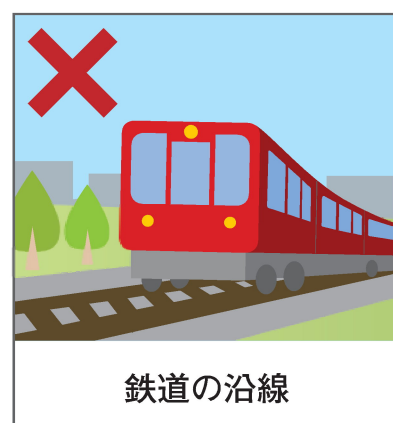
- 屋外広告業の登録又は更新の登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- 不正の手段により屋外広告業の登録又は更新の登録を受けた者
- 営業の停止の命令に違反した者
- 違反に対する措置による市長の命令に違反した者
- 市長の許可を受けずに広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者
- 変更等の許可を受けずに広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者
- 登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 業務主任者を選任しなかった者
- 立入検査等による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
- 廃業等の届出を怠った者
- 標識を掲示しない者
- 帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して違反行為をした場合においては、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

詳しくは、豊田市屋外広告物条例 第7章 罰則(条例第37条～第41条)をご確認ください。

# 広告物の掲出には規制があります

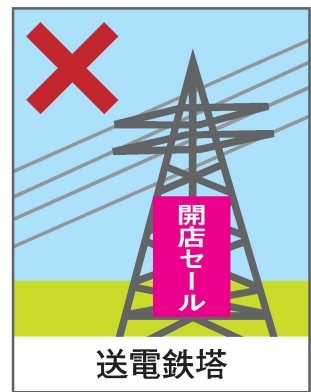
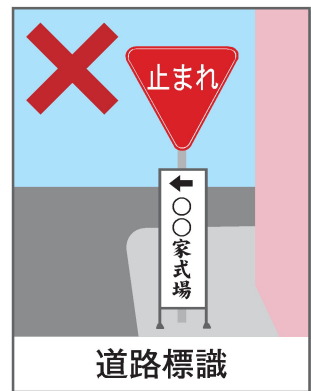
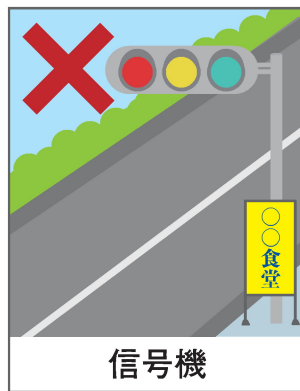
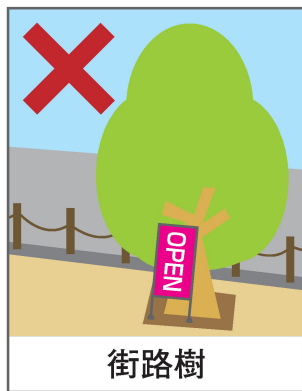
## 禁止地域等 (条例第3条: 広告物を掲出できない地域等)

- 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区、特別緑地保全地区、生産緑地地区で市長が指定する区域
- 文化財保護法の規定により指定された地域
- 愛知県文化財保護条例の規定により指定された地域
- 豊田市文化財保護条例の規定により指定された建造物及び地域で、市長が指定する区域
- 森林法に掲げる目的を達成するため指定された保安林
- 自然環境保全法の規定により指定された原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
- 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例の規定により指定された愛知県自然環境保全地域
- 高速自動車国道及び自動車専用道路の全区間、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く）の市長が指定する区間、鉄道・軌道及び索道の市長が指定する区間
- 道路及び鉄道等に接続する地域で、市長が指定する区域
- 都市公園法に規定する都市公園の区域及びその他公園、緑地等の公共空地で市長が指定する区域
- 河川、池沼、溪谷、山及びこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、美術館及び体育館の敷地
- 古墳及び墓地並びに火葬場及び葬祭場の敷地
- 神社、寺院及び教会の境域で、市長が指定する区域
- 豊田市景観条例の規定により景観計画に景観重点地区として指定している足助景観重点地区



## 禁止物件 (条例第4条: 広告物を掲出できない物件)

- 橋りょう、トンネル、高架構造、分離帯、街路樹、路傍樹
- 信号機、道路標識、道路上の柵、電柱、街灯柱その他これらに類するもの
- 消火栓、火災報知機、火の見やぐら、水路柵
- 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、路上変電塔、送電鉄塔、送受信塔
- 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類するもの
- 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類するもの
- 景観法の規定により指定された景観重要建造物、景観重要樹木
- その他市長が特に必要と認めて指定する物件



## 許可地域等 (条例第5条: 許可を受けて広告物を掲出できる地域等)

- 道路及び鉄道等の市長が指定する区間
- 道路及び鉄道等に接続する地域で、市長が指定する区域
- 市の区域(上記に掲げる地域又は場所を除く)で市長が指定する区域

### 禁止地域・許可地域について調べるには

- 『とよた i マップ地図情報サービス』でご確認いただけます。  
市ホームページ『とよた i マップ地図情報サービス』⇒『都市計画情報』  
『屋外広告物条例の規制』の情報欄をご参照ください。
- 建築相談課窓口でご確認ください。

## 共通基準 (規則別表第2の1)

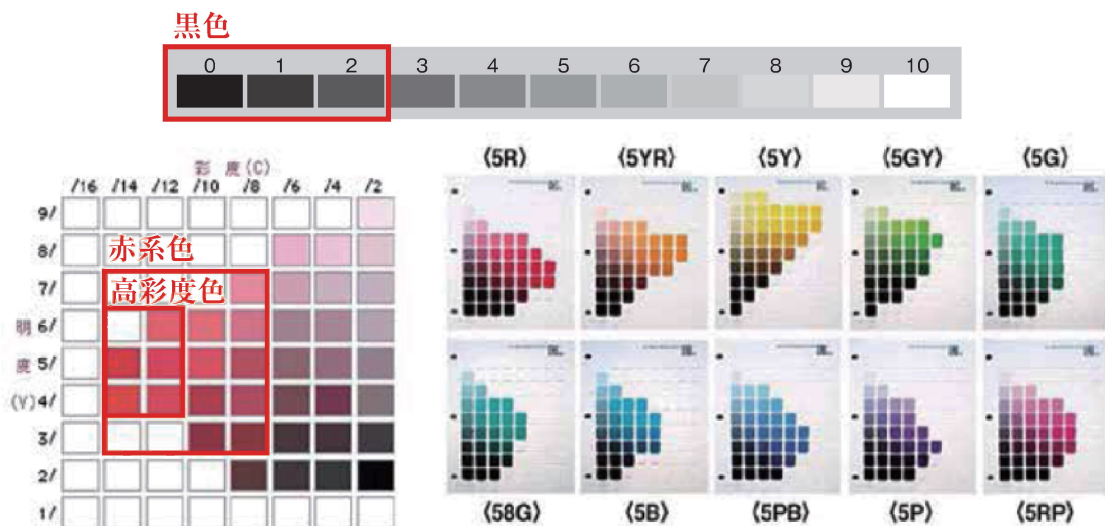
- (1) 都市美観又は自然景観に調和し、周囲の環境を損なわないこと。
- (2) ※注1 地色に原則として※注2 黒色及び高彩度色を使用しないこと。
- (3) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料等を使用しないこと。
- (4) 著しく汚染し、退色し、又は塗装等の剥離したものでないこと。
- (5) 電飾設備を有するものにあつては、昼間においても美観を損なわないこと。
- (6) 広告を表示しない面及び脚部で展望可能な部分は、塗装その他の装飾をし、脚部自体には広告を表示しないこと。
- (7) 容易に腐朽し、又は破損しない構造であること。
- (8) 風雨その他の震動、衝撃等により容易に破損、落下又は倒壊するおそれのないこと。
- (9) 交通を妨害するような位置に表示又は設置しないこと。
- (10) 交通信号機、道路標識等に類似せず、又はこれらの効用を阻害しないこと。
- (11) 条例第3条第15号(足助景観重点地区)の地域において表示し、又は設置するものについては、原則として日本の伝統色に配慮した色彩であること。

※注1「地色」とは、**下地**の色 「下地」とは、**全体からの割合に関係なく背景**の部分

※注2「黒色」とは、マンセル表色系において**明度3未満**の色を目安とします。

「高彩度色」とは、マンセル表色系において**彩度12より大きい**色を目安とします。

※注3「赤系色」とは、マンセル表色系において、**色相R、彩度8より大きい**色を目安とします。  
(6ページ)



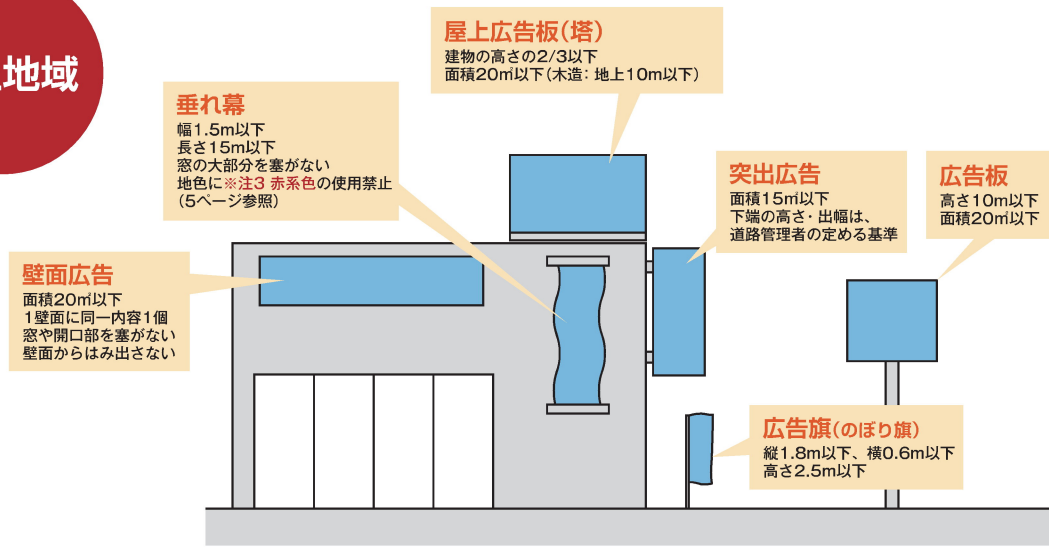
※印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは異なります。

広告物のデザインにおいて、色の果たす役割は非常に重要です。色数が多過ぎたり色が調和していないと、お互いが打ち消し合って本来の効果を失い、伝えたい情報が伝わらない、分かりにくい、企業ブランドイメージの低下など、マイナス効果となってしまいます。

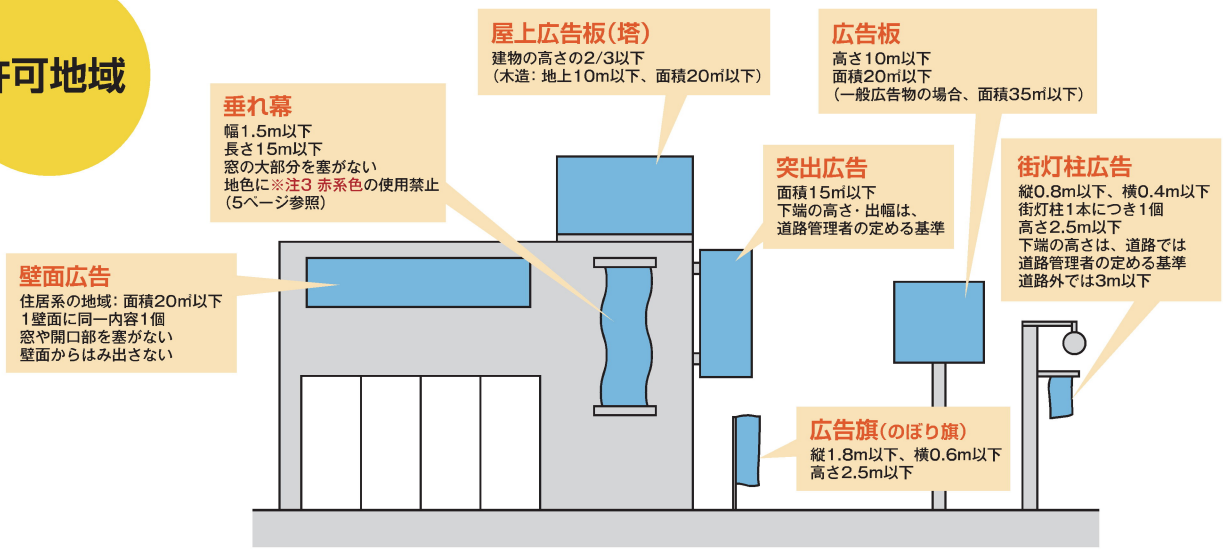
無彩色(白、グレー、黒)を上手に使い、色彩の調和を図りましょう。またそれぞれの色が持つプラスイメージ、心理作用を活かした効果的な広告物を掲出しましょう。

# 主な広告物の個別基準 (規則別表第2の2より)

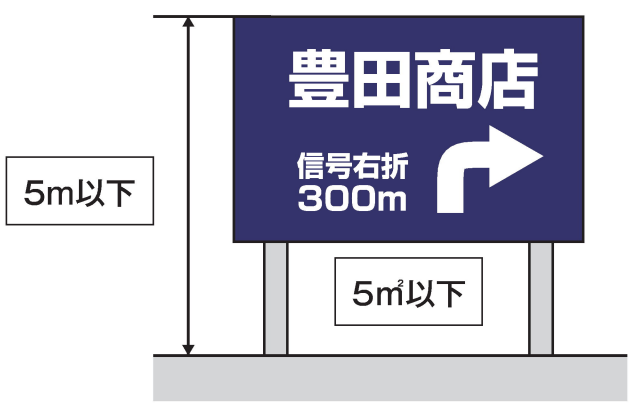
## 禁止地域



## 許可地域



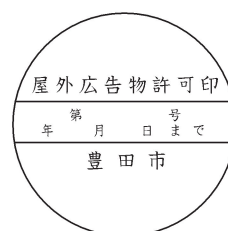
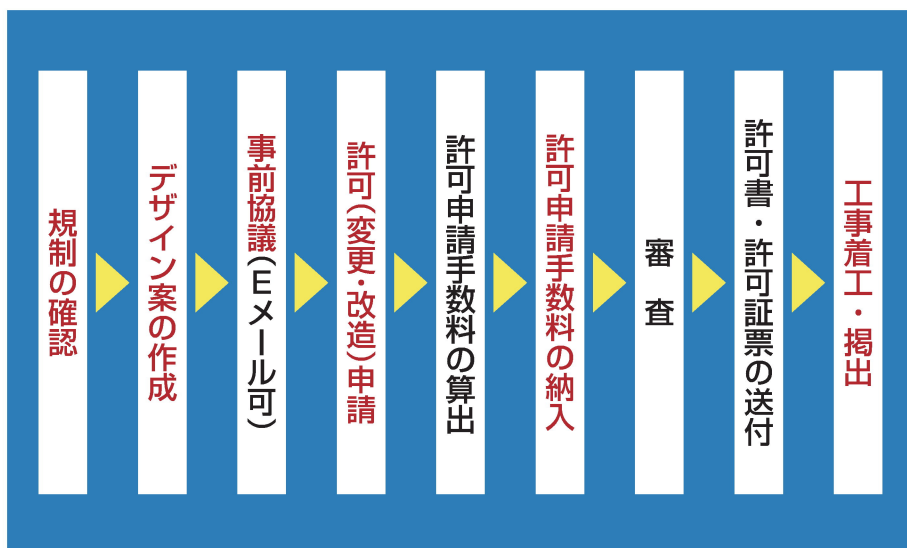
# 道標・案内図板・公共的広告物等 (条例第14条の6、規則別表第2の2)



- 地上からの高さ 5 m 以下
- 広告表示面積 5 ㎡ 以下
- 形状は、広告板では長方形又は正方形、広告塔では角柱状又は円筒状
- 1 事業所等に原則として 1 個
- 一般の広告文等の広告を表示しない
- 案内を必要とする事業所等への入口の判別が困難な場合に限る

主な個別基準を掲載しています。詳しくは、市ホームページ「主な屋外広告物の基準」をご覧ください。市建築相談課窓口でご確認ください。

# 屋外広告物の計画から掲出まで



屋外広告物の掲出をお考えの方は、適用される規制や基準、留意事項、申請書類などの確認を含め、計画の前に必ず市建築相談課へご相談ください。

## 主な許可申請に関する必要書類 2部(正・副)

- 屋外広告物許可申請書(様式第1号) / 屋外広告物変更・改造許可申請書(様式第8号)
- 屋外広告物更新許可申請書(様式第6号)、屋外広告物安全点検確認書(様式第7号)
- 屋外広告物物件調書(様式別紙第1号)
- 位置図(1/2,500以上)、配置図(1/200以上)
- 色彩広告面摸写図(カラー)
- 形状・寸法及び構造に関する仕様書、構造図
- 建築物の構造図及び立面図(建築物を利用する広告物がある場合)
- その他市長が必要と認める図書(土地・建物の賃貸借契約書写し、更新申請時現況写真など)
- 返信用封筒(許可書・許可証票を郵送で受け取る場合、受取人の宛て先を記入し切手を貼付)

## 主な広告物の許可申請手数料

- 広告板(塔)、屋上広告板(塔)、壁面広告、突出広告、アーチ、その他これらに類する広告物  
電飾設備有 1,900円 / 無 1,300円 (面積5㎡当たり、掲出3年以内)  
電飾設備有 1,200円 / 無 900円 (面積5㎡当たり、掲出1年以内)
- 広告幕(網)、はり紙 400円(数量1基当たり、掲出3か月以内)
- 広告旗(のぼり旗) 100円(数量1基当たり、掲出3か月以内)



建築相談課まちづくり担当  
豊田市西町3-60 西庁舎4F  
TEL/0565-34-6649 FAX/0565-34-6948  
MAIL/keikan@city.toyota.aichi.jp